

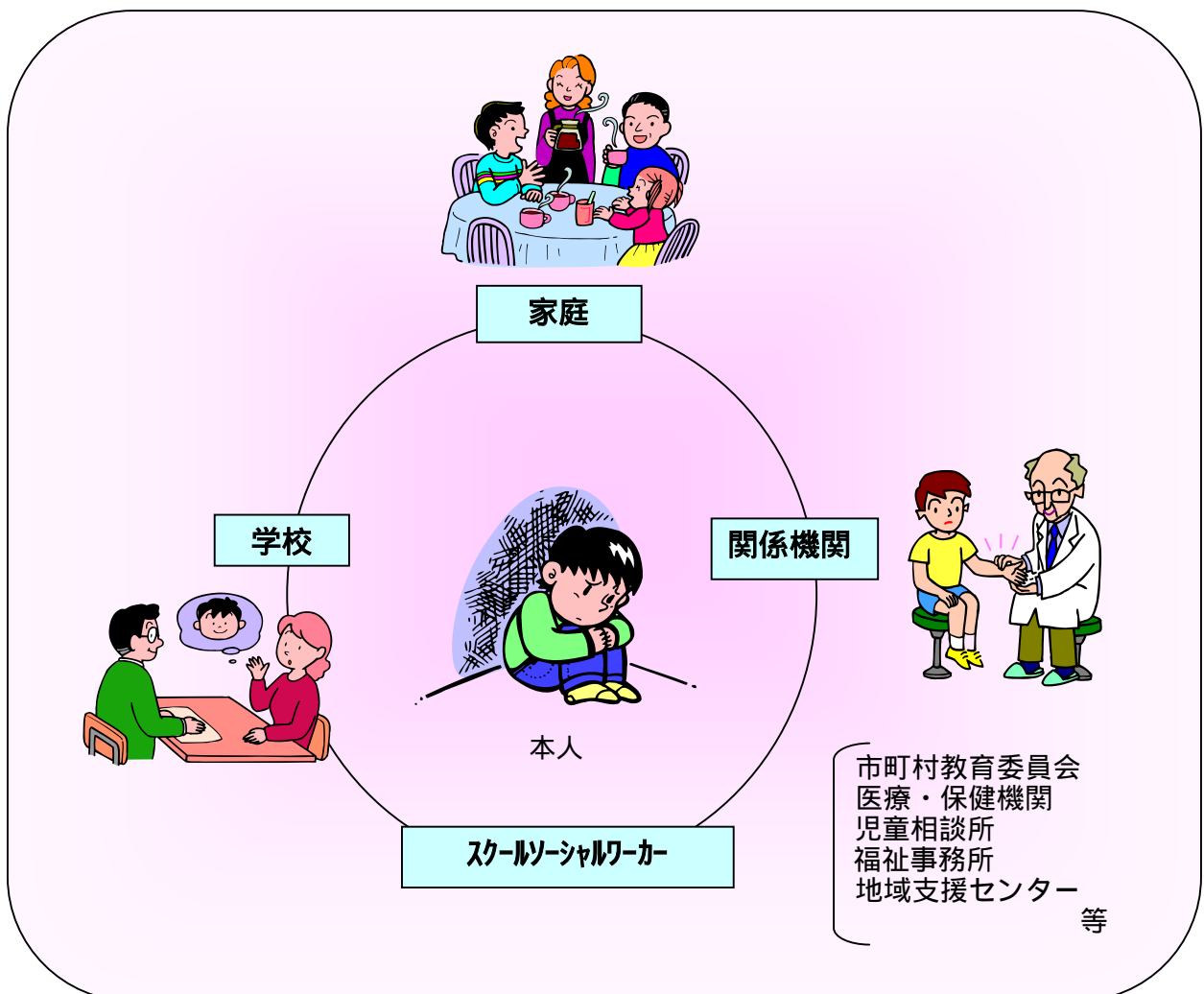
学校・家庭・関係機関をつなぐ

スクールソーシャルワーカー (SSW)

子どもを取り巻く環境の改善をめざして -

児童生徒の不登校・ひきこもり・いじめ・暴力行為・非行等の背景には、心の問題とともに、家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の急激な変化があります。

SSWは、学校だけでは対応しきれないケースについて、環境改善の視点から積極的に関係機関と連携して支援します。



事例1 発達障害の児童について保護者の理解が得られないケース

小5 A児。年度半ばより精神状態が不安定となる。校舎内を跳びまわり、友だちへの暴力行為も見られるようになった。市町村教育委員会を中心にして、関係者が集まりケース会議を重ねていた。学校は、発達障害のある A 児が適切な施設での療育が受けられるように児童相談所に介入を依頼してきた。しかし、母親が子どもの現状を十分に認識しておらず、児童相談所との面接においても悩みを話さないでいたため、児童相談所の対応が停滞していた。その間に、A 児は不登校の傾向を示した。



SSWは、学校からの依頼により学校訪問し、A 児に関わるケース会議に参加した。そこでSSWは、母親が不安定となっているため、学校の指導や支援が継続できないという状況を把握した。



SSWは、家庭訪問・個別面接をし、A 児の様子や障害特性、母親の意向、家庭背景等から、情緒障害児短期治療施設への入所が適切であると判断した。また、教育委員会を中心とした定例のケース会議に参加し、学校・母親・児童相談所の円滑な意思疎通を進めることを方針にした。



SSWは、学校や児童相談所と連絡を密にとり、母子と児童相談所が再度面接できるように調整をすすめた。また、母親が児童相談所とスムーズに面接できるように、予行演習を行なった。その結果、A 児は年度末に情緒障害児短期治療施設に入所することになった。

スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違い

スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童生徒や家族との面談、家庭訪問を通してのアセスメントを行う。社会福祉制度に関する知識を活かして行政や関係機関に働きかけ、地域でのサポート体制をつくります。

スクールカウンセラー（SC）

児童生徒や保護者とのカウンセリング、教職員とのコンサルテーションを行います。本人の悩みや問題を把握し、心の専門家として面接等により問題解決を図ります。

事例2 保護者の不安が児童自身に影響を及ぼしているケース

小6 B児。小4の時より、母親の学校への不満や苦情が募り、学校内でB児に1日中付き添う。学校は、他の児童への影響も考え、父親の協力を得て付き添いをやめてもらうが、B児の不登校が常態化し、小5より全く登校しない状態になった。



B児と係わってきた関係機関のケース会議で、保育園時からの母子分離不安を確認した。母親は、家族や学校への不満・不安を強め、常にB児といっしょに居るようになった。父親は、仕事のため家に居る時間が短く、母親やB児のことを心配してはいるが、どう対応すべきかわからぬまま経過した。学校は、プリント類を家に届け続けたが、小5頃から母の強い拒否のため、B児との面会や電話での接触も困難になっていた。



SSWは、家庭訪問や学校・保健師・民生委員との連携により、B児と母の状況と意思の把握に努め、ケース会議で母を医療機関につなぐ必要性を確認した。



SSWは、父親やB児兄との面談の中で、母の病院への受診と、B児を学校に登校させたい希望を持っていることを確認した。SSWは、障害者総合支援センターに受診への協力と退院後の支援要請を行い、学校・児童相談所・保健師・家庭児童相談所・障害者相談専門員によるケース会議を経て、母の受診へとつなげた。また、児童相談所によるB児の一時保護と発達検査等の実施を経て、1週間後からB児の学校への再登校が始まった。

SSWをより効果的に活用するために

～学校での取り組みにおける留意点～

- 1 教育相談担当者、学級担任、養護教諭等それぞれの役割を明確化して情報や課題の共有に心がけ、SSWと職員相互の円滑な協力関係を築きましょう。
- 2 関係機関との連携をSSWだけに任せるのではなく、学校は主体的に取り組ましましょう。また、SSWの専門分野（福祉・医療等）の視点や関わり方を理解し、各々の役割や利点を活かせるように心がけましょう。
- 3 校内で、定期的に気になる児童生徒の情報収集や、背景にある課題の洗い出しを行い、支援を進めましょう。
- 4 教職員の理解を促すとともに、保護者や地域の関係者にもSSWを紹介し、相談しやすい雰囲気をつくりましょう。

こんなときは、SSWに相談してみよう

校内で不登校の子どもの支援会議を継続して開催しているが、改善の方向が見出せない。

不登校の子どもの保護者と連絡が取れず、子どもの様子が把握できなくなった。

関係機関と連携を取りたいがどのようにしたらよいのか困っている。

家庭の経済状況が厳しいようである。福祉的な支援が必要と思われるが、どのように対応をしてよいのかわからない。

子どもの様子から虐待・ネグレクトが疑われる。関係機関に伝え対応しているが、さらに学校としてできることを考えたい。

子どもについて、医療機関との連携が必要と思われるが、保護者の理解が得られない。

保護者と学校との調整が必要となり、関係機関と連携しながら対応しているが、状況が好転しない。

等

SSWの派遣を要請したいときには...

SSWの派遣を希望する場合は、校長（教頭）を通して各教育事務所の不登校専門相談員、または生徒指導専門指導員にご相談下さい。

東信教育事務所学校教育課	0267-31-0251	電話教育相談	0267-24-5570
南信教育事務所学校教育課	0265-76-6860	電話教育相談	0265-72-4647
南信教育事務所飯田事務所	0265-53-0460	電話教育相談	0265-53-0462
中信教育事務所学校教育課	0263-40-1976	電話教育相談	0263-47-7830
北信教育事務所学校教育課	026-234-9551	電話教育相談	026-232-7830

お問い合わせ先

長野県教育委員会事務局 教学指導課心の支援室

TEL : 026-235-7436(直通) E-MAIL : kokoro@pref.nagano.lg.jp